

大阪府立とりかい高等支援学校 P T A 緊急対策基金規定

(名称)

第 1 条 大阪府立とりかい高等支援学校緊急対策基金と称する。

(設置母体)

第 2 条 大阪府立とりかい高等支援学校 P T A (以下 P T A という) を設置母体とする。

(性質)

第 3 条 この基金は、大阪府立とりかい高等支援学校 (以下「学校」という) の管理下における災害への対処及び、生徒ならびに P T A 会員(教職員は除く)に緊急な事態が発生した場合、速やかに対応するための基金である。

(基金)

第 4 条 この基金は P T A の特別会計として会費の一部を拠出し運用する。

(事業)

第 5 条 この基金により次の事業を行う

- ① 学校管理下に生じた災害を想定した生徒に要する備蓄品等の購入。
- ② 学校管理下等に生じた生徒及び保護者の発病、負傷等により病院受診に要した診察費等の一時立替並びにそれに要した交通費等の一時立替。
- ③ その他 P T A 役員会が必要と認めたもの。

附則 本規定は、平成 25 年 5 月 1 2 日から適用する。

附則 本規定は、平成 26 年 4 月 27 日より改正適用する。

附則 本規定は、平成 27 年 4 月 26 日改正し平成 27 年 4 月 1 日適用する。